公益財団法人静岡市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡市スポーツ協会(以下「この法人」という。) 定款第4 条の規定に基づいて、この法人の目的達成に貢献した者及びスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となった者の表彰に関することを定める。

(種別)

- 第2条 表彰の種別は、次のとおりとする。
 - (1) 感謝状
 - (2) 功労章
 - (3) 優秀指導者章
 - (4) 優秀選手章、優秀団体章

(受章の資格)

- 第3条 表彰は次の各号に該当する者で、加盟団体が推薦した者
 - (1) 感謝状
 - ア 本会発展のために尽力された者及び団体
 - イ 市民スポーツの普及・振興に尽力された者及び団体
 - (2) 功労章

永年にわたり、スポーツの普及・振興につとめ著しく功績があり、この法人の発展のために特に功労のあった者

(3) 優秀指導者章

本市において、スポーツの指導に当たり、優秀な選手及び団体の指導・強化育成に著し く功績があった者

- (4) 優秀選手章·優秀団体章
 - ア 当該年度の全国大会で優勝又は日本記録を樹立した者及び団体
 - イ 当該年度の権威ある国際競技会(オリンピック・世界大会・アジア大会等)において、 本市の名誉を著しく高めた者及び団体
- 2 各表彰における受章資格、推薦方法等に関する細目については、別に定める。

(選考並びに決定)

第4条 前条により推薦された者及び団体については、審査委員会で選考決定し、理事会において承認を得、評議員会へ報告する。

(審査委員会)

- 第5条 審査委員会は、この法人の会長を委員長とし、副会長、専務理事、常務理事及び各委員会の長をもって組織する。
- 2 委員本人または委員の親族(民法第725条に掲げるもの)が受章候補者に推薦されている場合、その委員は当該候補者の選考に参加できない。

(受章の取り消し)

第6条 受章後、受章者としてふさわしくない行為のあった場合は、審査委員会の発議により 理事会の議決を経て表彰を取り消す場合がある。

附則

- この規程は、平成25年9月13日より施行する。
- この規程は、平成26年9月12日より施行する。
- この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- この規程は、令和 4年4月 1日より施行する。